

6月は「環境月間」

環境問題は近年ますます大きな関心事となってきました。市では、生活環境の悪化を防止するため、市民皆様のご協力のもと、市民清掃や不法投棄対策、ごみの減量化対策、地球温暖化対策などさまざまな事業に取り組んでいます。今回は、苦情が多く寄せられる不法投棄問題、空き地の管理や、ごみ減量化についてお知らせします。環境月間を機に、環境の保全についての関心と理解を深めましょう。

▼問い合わせ先 環境グループ衛生保全班（☎011-111-1111 内線192）

いじめの不法投棄

決められた日時、場所以外にごみを出したり、指定ごみ袋以外の袋でごみを出す行為は「不法投棄」とみなされ、法律により五年以下の懲役、もしくは一千万円以下（法



人の場合三億円以下）の罰金、または両方が課せられるなど厳しく罰せられます。市内でも、電化製品や粗大ごみの投棄や指定ごみ袋以外の袋を使つての搬出、車からのポイ捨てなどの行為が後を絶ちません。また、最近では飼い犬の散歩中に「フン」をさせたまま持つて帰らないため、近隣住民から大変困っているという苦情も多く寄せられています。

不法投棄されたごみは、土地の管理者やボランティアなどの協力を得て処分しています。ごく一部の心無い人のために多くの労力とコストが費やされています。

市では、不法投棄をなくすために、警察や保健所などと連携して、定期的なパトロールを実施したり、監視カメラを設置したりするなどの取り組みを行っており、不法投棄が判明した場合は厳正に対処しています。ごみがあると更にごみを呼び、生活環境を悪化させます。日ごろから近所の清掃や見回りなどを行い、不法投棄をさせない環境づくりに努めましょう。

不法投棄を発見した場合は、環境グループまたは警察へ連絡してください。

空き地の管理

空き地は土地の所有者・管理者が責任を持って管理してください。

雑草は成長が早く、放っておくと近隣にはみ出して迷惑をおよぼすばかりでなく、害虫や火災の発生源になる恐れもあります。空き地の所有者や管理者は、定期的な除草や清掃を心掛け、不法投棄でごみを捨てられないようにするなど十分注意してください。

また、空き地に限らず、所有・管理する土地や家屋については周囲に迷惑をかけるないように、適切に管理しましょう。

皆さんのモラルとマナー向上で、美しい島原を全国にPRしましょう。



市へ寄せられた環境に関する苦情

年間 106 件もの苦情が寄せられています。特に多いのが「不法投棄」、「空き地などの管理」についてです。

- ・不法投棄 (30 件)
- ・空き地などの管理 (28 件)
- ・野焼き (13 件)
- ・悪臭 (11 件)
- ・水質汚濁 (6 件)
- ・大気汚染 (1 件)
- ・その他 (17 件)